

県南広域振興局長告示第155号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成24年10月19日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 (1) 名称 花巻市内室特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 花巻市地内の一般県道清水野村崎野線と市道清水野立野2号線との交点を起点とし、起点から一般県道清水野村崎野線を南東に進み市道室内3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道館水の木線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道姥宿月夜線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道八木横志田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道清水野立野2号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 花巻市戸塚特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 花巻市地内の一般県道石鳥谷大迫線と八幡川左岸との交点を起点とし、起点から一般県道石鳥谷大迫線を東に進み民有林2007林班と民有林1011林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みゴルフ場用地境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに北に進み市道山根戸塚線との交点に至り、同点から同市道を北に進み八幡川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 花巻市葛丸ダム特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 花巻市地内の市道葛丸線と葛丸ダム堤体との交点を起点とし、起点から市道葛丸線を西に進み葛丸川林道との交点に至り、同点から同林道を北西に進み葛丸ダム湖岸線との交点に至り、同点から同湖岸線を東に進みさらに北に進みさらに南東に進み葛丸ダム堤体との交点に至り、同点から同堤体を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 一関市特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 一関市地内の国道4号と一般県道一関平泉線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み岩手県と宮城県の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み送電線との交点に至り、同点から同送電線を北に進み市道川台線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道岩ヶ崎川台線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北に進み市道耕整3号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道江川線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み国道457号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道赤荻黒沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道沖線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道山根線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに東に進み国道342号との交点に至り、同点から同国道を東に進み主要地方道一関北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み市道朴中里線との交点に至り、同点から同市道を北に進み一般県道一関平泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道中里環状線との交点に至り、同点から同市道を東に進み一関遊水池周囲堤との交点に至り、同点から同堤を南東に進みさらに東に進み市道中里環状2号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み水路との交点に至り、同点から同水路を東に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進みさらに南東に進み滝沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み主要地方道一関大東線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み市道弥栄線との交点に至り、同市道を東に進み市道真滝中央線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道284号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道真滝中央線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道中屋敷燕沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道燕沢堀場線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道蒲沢堀場線との交点に至る

り、同点から同市道を北西に進み市道八幡吉ヶ沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み国道342号との交点に至り、同点から同国道を南に進み一般県道一関平泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、一関市前堀鳥獣保護区を除く。）

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 一関市悪法師特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市花泉町内の市道白浜線と市道藤ノ巻線との交点を起点とし、起点から市道白浜線を北東に進み市道悪法師矢ノ目線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道悪法師亥年前線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道白浜線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道西風谷地線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道西風谷地線から市道藤ノ巻線に至る道路との交点に至り、同点から同道路を北東に進み市道藤ノ巻線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 一関市大東町摺沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市大東町地内の国道343号と市道新右エ門土手線との交点を起点とし、起点から国道343号を北に進み市道堺の沢八幡前線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道八幡前線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道八幡前但馬崎線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み市道上町掘河の沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道掘河の沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道川口沼田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道一関大東線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み市道荒屋敷線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道新右エ門土手線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 奥州市北上川流域奥州市街地特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市江刺区地内の主要地方道一関北上線と奥州市と北上市の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道一関北上線を南東に進み市道広岡蔦ノ木線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道根岸栄町線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み人首川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を南に進み国道397号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み市道水沢競馬場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道明神堂中島線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道台町阿久戸上島線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道堤根沼尻線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道熊ノ堂町屋敷線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道343号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み市道中野線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道川尻本線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道高根本線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道上野東大深沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道大鐘中崎線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道折居館線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道北柴山十文字目線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道北柴山赤斉美線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み一般県道衣川水沢線との交点に至り、同点から同一般県道を横切り市道上中沢昼沢2号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上昼沢前昼沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道銭倉北峠線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道森下中沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み奥州市胆沢区と市水沢区の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道高速側道東3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道高速側道東4号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道北下市線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道高網五千刈線との交点に至り、同点から同市道を東に進み一般県道北上水沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み一般県道永沢水沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道中田線と

の交点に至り、同点から同市道を東に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北に進み一般県道西根佐倉線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み茂井羅中堰右岸と市道広瀬川堤防線の延長線を結ぶ線との交点に至り、同点から同線を北東に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北西に進み奥州市と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 奥州市水沢北鶴ノ木・箕輪・鶴城特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市水沢区地内のJR東北新幹線北鶴ノ木トンネル南入口から鶴城トンネル北出口までの区間のうち、京ヶ森トンネル及び岩森トンネルを除く区間の軌道敷から周囲50メートルの線で囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

9(1) 名称 奥州市前沢生母西谷地特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市前沢区地内の主要地方道一関北上線と市道南在四ツ道線との交点を起点とし、起点から主要地方道一関北上線を北西に進みさらに北東に進み市道北羽毛3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道町伏畔線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道成岡田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道大日向線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道谷地前線に通じる作業道との交点に至り、同点から同作業道を南西に進み市道谷地前線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道谷地前三沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道前沢東山線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道新田四ツ道線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道南在四ツ道線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

10(1) 名称 奥州市胆沢小山一の台特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市胆沢区地内の市道中萩森新田線と市道上中沢1号線との交点を起点とし、起点から市道中萩森新田線を北西に進み市道宮沢原横沢原線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道下萩森横沢原1号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上土橋上中沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道上大畑平養ヶ森線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道上ノ台3号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上ノ台5号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道上中沢1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

11(1) 名称 奥州市胆沢若柳中横沢原特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市胆沢区地内の主要地方道花巻衣川線と市道天沢丑転線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を南に進み市道中萩森上萩森2号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道横沢原中萩森線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上萱刈窪上萩森線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道天沢丑転線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

12(1) 名称 奥州市衣川日向特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市衣川区地内の国道4号と一般県道衣川前沢線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み町道愛宕線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み市道瀬原東線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み主要地方道花巻衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み市道徳沢喰味1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み

市道本城寺坂徳沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道衣川前沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

13(1) 名称 奥州市江刺原体特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市江刺区地内の国道397号と林道沢田前線との交点を起点とし、起点から国道397号を西に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を西に進み市道石原線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道玉里水沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み市道稻荷新田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み農道581号線との交点に至り、同点から同農道を南東に進み林道沢田前線との交点に至り、同点から同林道を南東に進みさらに南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

14(1) 名称 奥州市江刺越路スキー場特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市江刺区地内の主要地方道江刺室根線と市道上口沢線との交点を起点とし、起点から主要地方道江刺室根線を南に進み奥州市と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み奥州市江刺区伊手字口沢と同区伊手字阿原山の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林1213林班16小班と民有林1214林班2小班的境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道上口沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器